

令和〇〇年××月△△日

倉敷市長 あて

申告者 住所(所在地) **倉敷市西中新田640番地**
フリガナ **クラシキ タロウ**
氏名(名称) **倉敷 太郎**
電話 (**086**) **426 - 3197**

地方税法附則第56条第10項又は第11項の適用を受けたいので、次のとおり申告します。

1 代替資産の状況

| | | | | | |
|----------------|------------------|--|-----------------------------------|---|------------------------------|
| 所有者 (納税義務者) | 住所(所在地) | 倉敷市西中新田640番地 | | | |
| | フリガナ | クラシキ タロウ | | | |
| | 氏名(名称) | 倉敷 太郎 | | | |
| | 個人又は法人番号(右づめで記入) | 1 | 1 | 1 | |
| | 被災資産の所有者との続柄 | 1 | 1 | 1 | |
| 土地 | 土地所在地 | 倉敷市 | 地積 | m ² | |
| | 取得年月日 | 平成 令和 年 月 日 | 登記年月日 | 平成 令和 年 月 日 | |
| | 土地所在地 | 倉敷市 | 地積 | m ² | |
| | 取得年月日 | 平成 令和 年 月 日 | 登記年月日 | 平成 令和 年 月 日 | |
| | 共有名義の場合は、共有持分 | | | | |
| | 被災住宅用地の所有者との同居予定 | | <input type="checkbox"/> 同居予定である。 | | |
| 家屋 | 家屋所在地 | 倉敷市西中新田640番地 | | 家屋番号 | 640番 |
| | 種類 | 居宅 | | 床面積 | 118.25 m ² |
| | 構造 | | | | |
| | 取得年月日 | 平成 令和 24 年 1 月 6 日 | 登記年月日 | 平成 令和 24 年 1 月 15 日 | |
| | 家屋所在地 | | | 家屋番号 | |
| | 種類 | | | 床面積 | m ² |
| | 構造 | | | | |
| | 取得年月日 | 平成 令和 年 月 日 | 登記年月日 | 平成 令和 年 月 日 | |
| | 共有名義の場合は、共有持分 | | | | |
| 被災家屋の所有者との同居 | | <input type="checkbox"/> 同居している。 | | | |

2 被災資産の状況

| | | | | |
|----------------|---------------|--|------|-----------------------|
| 所有者 (納税義務者) | 住所(所在地) | 〇〇県△△市××町1-2-3 | | |
| | フリガナ | クラシキ タロウ | | |
| | 氏名(名称) | 倉敷 太郎 | | |
| 土地 | 土地所在地 | | 地積 | m ² |
| | 土地所在地 | | 地積 | m ² |
| | 共有名義の場合は、共有持分 | | | |
| 家屋 | 家屋所在地 | 〇〇県△△市××町1-2-3 | 家屋番号 | 1-2 |
| | 種類 | 居宅 | 床面積 | 100.19 m ² |
| | 処分方法 | <input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 売却 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> その他() 令和〇〇年△△月×日処分 | | |
| | 家屋所在地 | | 家屋番号 | |
| | 種類 | | | m ² |
| | 処分方法 | <input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> その他() 令和 年 月 日処分 | | |
| | 共有名義の場合は、共有持分 | | | |

該当する項目をチェック
してください

1. 「代替資産」とは、東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋又はその敷地の用に供されていた土地に代わるものとして取得した家屋又は土地をいう。
2. 「被災資産」とは、東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋又はその敷地の用に供されていた土地をいう。
3. 特例制度の概要、必要な添付書類については次頁をご覧ください。

※受付

身元
番号

特例制度の概要、添付書類について

代替住宅用地の特例（地方税法附則第 56 条第 10 項）

被災住宅用地（※）の所有者が、平成 23 年 3 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に住宅を再建するために新たに土地を取得した場合、固定資産税が課税されることとなった年度から 3 年度分、当該土地のうち被災住宅用地相当分を住宅用地とみなして固定資産税額・都市計画税額を軽減します。

特例の対象となるのは次の方です。

- ① 被災住宅用地の所有者（共有名義での所有を含みます。）
- ② 被災住宅用地の所有者の方に相続があった場合、その相続人
- ③ 被災住宅用地所有者の三親等内の親族で土地を新たに取得し、当該土地の上に新築される家屋に、被災土地所有者と同居する予定の方
- ④ 被災住宅用地を所有していた法人の合併又は分割により設立された法人

（※）被災住宅用地とは、東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供され、平成 23 年度分の固定資産税について住宅用地の特例（地方税法第 349 条の 3 の 2）を受けていた土地をいいます。

この特例を受けようとする方は、次の書類を添付のうえ、特例適用申告書を提出してください。

（証明書等は全て写しでかまいません。）

- ① 被災家屋所在市町村が発行した災（被災）証明書
- ② 被災家屋の処分を確認できる書類（「解体契約書」、「売買契約書」等）
- ③ 平成 23 年度固定資産課税台帳登録事項証明書等（被災住宅用地及び被災家屋の内容を確認させていただきます。）
- ④ 戸籍謄本（被災住宅用地所有者の三親等内の親族の方が申請する場合）
- ⑤ 住民票（被災住宅用地所有者の三親等内の親族の方が申請する場合）
- ⑥ 法人の登記簿謄本（合併又は分割により設立された法人が申請する場合）

必要に応じて上記以外にも書類を提出していただく場合や、被災住宅用地の所在する市町村へ問い合わせをさせていただく場合があります。

代替家屋の特例（地方税法附則第 56 条第 11 項）

東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の所有者が、平成 23 年 3 月 11 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に被災家屋に代わる家屋を取得し、又は改築した場合に、当該代替家屋に係る固定資産税額・都市計画税額のうち、被災家屋の床面積相当分について、取得後 4 年度分 2 分の 1、その後の 2 年度分 3 分の 1 を減額します。

特例の対象となるのは次の方です。

- ① 被災家屋の所有者（共有名義での所有を含みます。）
- ② 被災家屋の所有者の方に相続があった場合、その相続人
- ③ 被災家屋所有者の三親等内の親族で、被災家屋所有者と同居している方
- ④ 被災家屋を所有していた法人の合併又は分割により設立された法人

この特例を受けようとする方は、次の書類を添付のうえ、特例適用申告書を提出してください。（証明書等は全て写しでかまいません。）

- ① 被災家屋所在市町村が発行した災（被災）証明書
- ② 被災家屋の処分を確認できる書類（「解体契約書」、「売買契約書」等）
- ③ 平成 23 年度固定資産課税台帳登録事項証明書等
（被災家屋の内容を確認させていただきます。）
- ④ 戸籍謄本（被災家屋所有者の三親等内の親族の方が申請する場合）
- ⑤ 住民票（被災家屋所有者の三親等内の親族の方が申請する場合）
- ⑥ 法人の登記簿謄本（合併又は分割により設立された法人が申請する場合）

必要に応じて上記以外にも書類を提出していただく場合や、被災家屋の所在する市町村へ問い合わせをさせていただきます場合があります。

問い合わせ先

〒710-8565

倉敷市西中新田 6 4 0 番地

倉敷市税務部資産税課

土 地 (086) 426-3195

家 屋 (086) 426-3197